

大和市の地域計画の基本的な考え方

地域計画に定める次の6項目のうち、1～3について全市域における基本的な考え方として定めたものです。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
- 4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）
- 5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載）
- 6 目標地図

1 地域における農業の将来の在り方【地域農業のこれから】

（1）地域農業の現状及び課題

- 農地と住宅地が混在しており、大規模な農地をまとめることが難しい状況となっています。
- 都市化の進展による営農環境の悪化、農業者の高齢化、担い手の不足が課題となっています。
- 水田の水利環境が良くない地区における経営の難しさや、農業機械・設備が高額なため新たな設備投資が難しいといった課題があります。

《地域の基礎データ》

- ・ 農家戸数：353 戸〔2024年1月現在（農業委員会調べ）〕
- ・ 農業者（経営体）：161 経営体（うち法人は2経営体）〔2020年農林業センサス〕
- ・ 認定農業者：32名（うち法人は2名）〔2024年3月現在〕
- ・ 認定新規就農者：（3 名）〔2024年4月現在〕
- ・ 過去5年間の新規就農者：7名（うち法人は3名）〔2019年以降〕
- ・ 利用権設定（農地の貸借）による利用面積：9.6ha（51件）〔2024年3月現在〕
- ・ 農業振興地域内の農用地等：106.6ha（うち農用地区域は 23.57ha）〔2024年3月現在〕

(2) 地域における農業の将来の在り方

生産地と消費地が共存する大和市では、生産者と消費者の距離が近いという利点をいかし、新鮮で安心な農産物を求める市民ニーズに対応した少量多品目生産・消費者への直接販売を中心とする都市農業が営まれています。このような大和市の特長をいかした都市農業の振興を図っていきます。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域【利用していくべき農地】

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積（農用地区域）	24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域及び認定農業者等が耕作する区域を対象とします。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項【農地の利用促進のための取り組み】

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者等の意欲ある農業者へ農地の貸し出しを進めるとともに、規模拡大意向のある地域外農業者へ農地の貸し出しも行い、農用地の集積を進めます。

(2) 農地中間管理機構（農地バンク）の活用方針

貸し手・借り手の希望を踏まえつつ、農地中間管理機構の活用を促進していきます。

(3) 基盤整備事業への取組方針

整備済みの農業生産基盤について、その機能が持続的に発揮されるよう管理するとともに、計画的な改修・更新等を図っていきます。

(4) 多様な経営体（農業者）の確保・育成の取組方針

新規就農者の受け入れを進めるとともに、後継者の確保を図っていきます。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 (特に無し)